情報セキュリティ基本方針

長野県信用保証協会（以下「当協会」という。）は、当協会が業務上保有する情報資産をあらゆる脅威から守り、信用保証協会としての社会的使命を果たすため、情報セキュリティポリシーとして本基本方針及び情報セキュリティ管理要領、個人情報保護宣言その他の関連規程などにより、以下の取組みを実施いたします。

１　組織的対応

当協会は、業務上取り扱う中小企業者等の情報資産のセキュリティ対策には万全を期すものとし、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等のリスクを未然に防止することを最優先に取り組みます。

２　情報セキュリティ態勢

当協会は、情報セキュリティに関する組織として各部署に情報セキュリティ管理者を配置し、情報資産のセキュリティ対策を実施します。

３　教育・訓練

当協会の全ての役員、職員（嘱託、パートタイマー、派遣職員、出向職員等。以下同じ。）に対する情報セキュリティに関する教育・啓蒙を継続的に実施し、情報セキュリティの周知徹底に努めます。

４　継続的改善

当協会は、技術の進歩や業務環境の変化等を考慮した情報資産のリスク評価を継続的に実施し、情報セキュリティの維持・向上を図ります。

５　安全管理措置の実施

当協会は、情報セキュリティに関する各種規程について、必要に応じた適切な措置を講じ、情報セキュリティの確保に努めます。

６　法令及び規制等の遵守

当協会の全ての役員、職員は、情報セキュリティに関する法令、規制及びその他の規範を遵守します。

平成 29 年４月１日

長野県信用保証協会
会長